

## 幼稚園、保育所、認定こども園以外の 無償化措置の対象範囲等に関する意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠である。

したがって、我々大人は、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払うことが必要であると、平成 17 年 1 月 28 日 中央教育審議会 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）に記載されており、ジェームズ・J・ヘックマン教授による就学前教育の研究でも証明されている。

質の高い幼児教育を受けることで個人の幸せに留まらず将来の日本社会の経済成長という観点からも幼児教育の無償化を進めることに本会として賛成し、その対象範囲と定義等について下記のように考える。

### 記

#### 【 幼児教育の定義と無償化の範囲 】

- 1 幼児教育とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。具体的には、幼稚園における教育、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念としてとらえられる。
- 2 幼児教育の無償化は学校教育法 第二六条で示す満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児（1号認定こどもおよび2号認定こども）においては幼稚園教育要領で示す4時間相当分とする。

3号認定こどもに該当する子どもに関する幼児教育の無償化は子ども・子育て支援法に示す特定教育・保育施設等の利用者負担 所得割課税額 97,000 円未満のものとし、それ以外のものについては、この負担額を軽減する。

- 3 3号認定こどもに該当する子どもと同様の年齢で家庭における教育についても施設等の利用にあたっては（一時預かり等）無償とする。
- 4 1号認定こども園の教育時間と預かり保育の利用者負担額と2号認定の利用者負担額の整合性の担保

#### 【 対象施設 】

- 5 認可基準を満たし認可へ移行を希望する施設にあつてはその全ての施設が認可されるよう、国が認可の基準とルールを明確に示すこと。  
現状、保育所は株式会社やNPO法人・学校法人も設置できるが社会福祉法人のみしか認可しない地方自治体も多くある。また社会福祉法人に移行の際、基本財産である土地の取得や借地の場合にあつては地上権の設定などハードルなどが高く設定されている。
- 6 認可基準を満たす園であつては対象とし、認可を希望しない施設においても、ある一定の規定を設けた上で対象とする。

#### 【 多子世帯における無償化の範囲 】

- 7 子どものための教育・保育給付（施設型給付）施設と企業主導型による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援（年金特別会計）においては多子世帯の軽減・無償化の仕組みが異なっており、公平性の観点から改善する。

幼児教育の無償化が実施されることによって、タダだから預けてしまえという幼児教育施設が親の肩代り支援施設とならないよう設計にあたっては充分配慮しなければならない。

また現在も難しい保育士確保が更に厳しくなることも容易に予想され、保育士が居ないために待機児童という問題が実際に地方で発生している。

本来であれば全ての子どもの幼児教育の無償化を望むところではあるが、まずは希望する全ての子どもたちが質の高い保育を受けることが出来る保育環境を整え、この実現をもって全ての子どもの幼児教育の完全無償化を実施されること。